

# 「LEC 新聞記事から選択式出題テーマを大予想！『井上ワイド2』」から 第44回社労士試験【選択式】健保法の出題が**論点的中**しました！！



## LEC教材掲載内容(抜粋)

※実際の教材では赤字にはなっていません。

新聞記事から選択式出題テーマを大予想！『井上ワイド2』 p.89 (RM12287)

### 【収支の見通しの作成】

#### 第160条第5項

協会は、2年ごとに、翌事業年度以降の5年間についての協会が管掌する健康保険の被保険者数及び総報酬額の見通し並びに保険給付に要する費用の額、保険料の額（各事業年度において財政の均衡を保つことができる保険料率の水準を含む。）その他の健康保険事業の収支の見通しを作成し、公表するものとする。

<中略>

### 【厚生労働大臣による都道府県単位保険料率の変更】

#### 第160条

第10項 厚生労働大臣は、都道府県単位保険料率が、当該都道府県における健康保険事業の収支の均衡を図る上で不相当であり、協会が管掌する健康保険の事業の健全な運営に支障があると認めるときは、協会に対し、相当の期間を定めて、当該都道府県単位保険料率の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

第11項 厚生労働大臣は、協会が前項の期間内に同項の申請をしないときは、社会保障審議会の議を経て、当該都道府県単位保険料率を変更することができる。

## 本試験出題はこうでした！

### 選択式〔問6〕 健康保険法

- （前段 <略>）そのため全国健康保険協会は、2年ごとに、C ⑩翌事業年度以降5年間 についての健康保険の事業の収支見通し等を作成し、その結果を公表することになっている。
- 厚生労働大臣は、都道府県単位保険料率が、当該都道府県における D ⑦健康保険事業の収支の均衡を図る上で不相当であり、全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の健全な運営に支障があると認めるときは、全国健康保険協会に対し、相当の期間を定めて、当該都道府県単位保険料率の変更を申請すべきことを命ずることができる。厚生労働大臣は、全国健康保険協会が上記の期間内に申請しないときは、E ⑩社会保障審議会 の議を経て、当該都道府県単位保険料率を変更することができる。

的中！